

学事第1361-1号  
令和4年1月19日

各私立専修学校・各種学校設置者様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が  
確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）

標記について、令和4年1月12日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添1（写）のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

なお、県立学校における臨時休業等については、令和3年8月30日付け教保体第942号により暫定的な目安をお示ししていますが、今般、埼玉県保健医療部感染症対策課長から事業所における積極的疫学調査について別添2（写）のとおり通知があったことも踏まえ、県立学校に対する保健所の積極的疫学調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合は、下記に留意し、当該目安を適用することとしました。

つきましては、私立専修学校及び私立各種学校におかれましても、下記を参考に各学校の実情に応じた対応を取るようお願いします。

記

1 同一学級内に2名の陽性者が発生した場合は、5日間程度の期間を目安とした学級閉鎖を実施することを基本としているが、陽性者が1名であっても、以下に該当する場合には、学級閉鎖とすることが適切であること。

- ア 周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる
- イ 複数の濃厚接触者相当の者がいる

2 陽性者が感染可能期間中に部活動に参加していることが判明した場合、所属する当該部活動については、原則1週間活動を停止すること。

3 濃厚接触者相当の者に対する出席停止等の期間については、「原則、陽性者と最後に接觸した日の翌日から14日間」としていたところであるが、今般の国による濃厚接触者の待機期間の見直しを踏まえ、「原則、国が定めた濃厚接触者の待機期間に準ずる」に改めること。

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和4年1月17日付け教保体第1531-1号

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和4年1月17日付け教保体第1531-2号

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（通知）」

総務部学事課

専修各種学校担当

電話 048-830-2562